

様式第 28 号（第 2 条関係）（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

医療法人事業報告書等届

令和 8 年 6 月 30 日

静岡県知事 鈴木康友 様

医療法人の名称

医療法人社団 紫苑会

主たる事務所の所在地

静岡県富士市天間字大久保 1 6 4 0 番 1

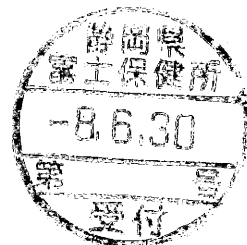
代表者の氏名

理事長 田中 博

令和 7 年度の決算を終了したので、医療法第 52 条第 1 項の規定により届け出ます。

提出書類

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 関係事業者との取引の状況に関する報告書
- (6) 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 紫苑会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 静岡県富士市天間字大久保1640番1
- (3) 設立認可年月日 平成13年3月21日
- (4) 設立登記年月日 平成13年3月21日
- (5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	田 中 博	富士いきいき病院管理者
理 事	田 中 力	
同	後藤 正治	
同	幸治 敏興	
同	込山 浩人	
同	田 中 傑	
監 事	中野 嘉彦	税理士

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
病院	富士いきいき 病院	2212310805	静岡県富士市天間字 大久保1640番1	回復期病床 144床 地域包括ケア病床 53床

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーションふじ	静岡県富士市天間字大久保 1640番1	
居宅介護支援事業所ふじ	静岡県富士市天間字大久保 1640番1	

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和7年5月29日	令和6年度決算の決定
〃	役員の報酬に関する件
〃	議事録署名人の選任
令和8年3月30日	令和8年度の事業計画の決定
〃	令和8年度の収支予算の決定
〃	令和8年度の借入金額の最高限度額の決定
〃	議事録署名人の選任の件

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

該当なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

該当なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

該当なし

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

該当なし

様式 2

法人名 医療法人社団 紫苑会
所在地 静岡県富士市天間字大久保 1 6 4 0 番 1

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8 年 3 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 1,907,262 千円
2. 負 債 額 682,382 千円
3. 純 資 産 額 1,224,880 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	821,125
B 固 定 資 産	1,082,521
C 繰 延 資 産	3,616
D 資 産 合 計 (A + B + C)	1,907,262
E 負 債 合 計	682,382
F 純 資 産 (C - D)	1,224,880

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 1

法人名 医療法人社団 紫苑会
所在地 静岡県富士市天間字大久保 1 6 4 0 番地 1

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 8 年 3 月 3 1 日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	821,125	I 流 動 負 債	316,393
現金 及 び 預 金	360,141	買 掛 金	39,893
事業 未 収 金	447,763	短 期 借 入 金	60,000
た な 卸 資 産	12,296	未 払 金	58,377
立 替 金	147	未 払 費 用	129,656
前 払 費 用	778	未 払 法 人 税 等	7,623
		未 払 消 費 税 等	3,946
II 固 定 資 産	1,082,521	前 受 金	85
1 有 形 固 定 資 産	989,162	預 り 金	14,313
建 物	878,259	貸 倒 引 当 金	2,500
構 築 物	27,329		
医 療 用 器 械 備 品	8,600	II 固 定 負 債	365,989
そ の 他 の 器 械 備 品	8,582	長 期 借 入 金	365,989
車 両 及 び 船 舶	1,308		
土 地	61,645		
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	3,439		
2 無 形 固 定 資 産	8,829		
ソ フ ト ウ ェ ア	8,580	負 債 合 計	682,382
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	249		
3 そ の 他 の 資 産	84,530	純 資 産 の 部	
長 期 前 払 費 用	2,303	科 目	金 額
保 険 積 立 金	74,311	I 基 金	53,000
そ の 他 の 固 定 資 産	7,916	II 積 立 金	1,171,880
		繰 越 利 益 積 立 金	1,171,880
III 繰 延 資 産	3,616		
繰 延 資 産	3,616	純 資 産 合 計	1,224,880
資 産 合 計	1,907,262	負 債 ・ 純 資 産 合 計	1,907,262

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 削除すること。

様式4-1

法人名 医療法人社団 紫苑会
所在地 静岡県富士市天間字大久保1640番1

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和7年 4月 1日 至 令和8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,856,909
2 事業費用		
(1)事業費	2,784,956	
(2)本部費	55	2,785,011
本来業務事業利益		71,898
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		47,305
2 事業費用		59,621
附帯業務事業利益		△ 12,316
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業利益		59,582
II 事業外収益		
受取利息	464	
その他の事業外収益	70,965	71,429
III 事業外費用		
支払利息	5,462	
その他の事業外費用	61,362	66,824
経常利益		64,187
IV 特別利益		
その他の特別利益	2,784	2,784
V 特別損失		
固定資産除却損	0	0
税引前当期純利益		66,971
法人税・住民税及び事業税	13,114	
法人税等調整額	0	13,114
当期純利益		53,857

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。

2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 5

法人名 医療法人社団 紫苑会

※医療法人整理番号

--	--	--	--

所在地 静岡県富士市天間字大久保 1 6 4 0 番 1

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

該当なし

(2) 個人である関係事業者

該当なし

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団紫苑会
理事長 田中 博 殿

私は、医療法人社団紫苑会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年5月27日

医療法人社団紫苑会
監事 中野 嘉彦